# 公益財団法人九州経済調査協会における 公的研究費利用による不正取引に対する措置基準

平成 30 年 6 月 1 日

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人九州経済調査協会(以下「協会」)が、公的研究費を利用して発注する物品および印刷物の調達、役務の提供に係る委託、その他の契約について、契約の適正な履行を確保するため、取引業者が不正取引を行った場合の措置及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

## (取引停止)

- 第2条 協会は、業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて期間を定め、取引停止の措置を行う。
- 第3条 協会は、前条の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責 を負うべき下請負人があるときは、当該下請人について、その元請負人に対して行 う取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。
  - 2 前条の規定により、共同企業体について取引停止措置を行うときは、その共同企業体である構成員(明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。
  - 3 前条の規定による取引停止措置に係る者を構成員に含む共同企業体について、当 該取引停止期間中は、協会と取引することはできない。
  - 4 前条の規定による取引停止措置に係る者を下請け、または委託先として使用する業者について、当該取引停止期間中は、協会と取引することはできない。

#### (取引停止期間)

- 第4条 一つの事案による取引停止期間は、1カ月以上12カ月以内とする。
  - 2 取引停止措置を受けた業者が、その期間中において、さらに別表各号の措置要件に該当することとなったときは、その都度 1 カ月以上 12 カ月以内の範囲において取引停止措置の期間を加算する。
  - 3 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2 カ月以上24カ月以内とする。
  - 4 取引停止措置を行う場合において、当該業者について、極めて悪質な理由がある と認められるとき、または極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、取引停

止措置の期間を延長することができる。

- 5 取引停止措置の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由があるとき、 または極めて悪質な理由が明らかになったと認めるときは、取引停止措置の期間を 変更することができる。
- 6 取引停止措置の期間中の業者が、その事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、その業者について取引停止措置を解除するものとする。

### (取引停止の通知)

第5条 協会は、第2条または第3条第1項もしくは第2項の規定により取引停止を行い、 前条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、または同条第6項の規定により 取引停止を解除したときは、その業者に対し遅滞なく書面により通知するものとす る。

# (取引停止に至らない事由に関する措置)

第6条 協会は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に 対し、書面または口頭による警告や注意の喚起を行うことができるものとする。

## 別表 取引停止措置要件

#### 措置要件

# (虚偽記載)

(1) 物品及び印刷物の調達、業務委託、工事等に係る書類の提出にあたり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不適当と認められるとき。

#### (過失による粗雑な契約の履行)

(2)業務の遂行にあたり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。

## (契約違反)

(3) 物品の調達、印刷物の調達、または業務委託等に関する契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

## (贈賄)

(4) 取引業者が協会の役員、または職員に対して贈賄行為を行ったと認められるとき。

# (不誠実な行為)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不誠実な行為をし、契約の相手方として 不適当であると認められるとき。